

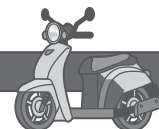
原付・オートバイ・軽自動車をお持ちのかた

軽自動車税は、4月1日現在に車両を所有するかたに、主たる定置場(駐車場所)が所在する市区町村が課税します。転出、転入や死亡、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めの手続きをお願いします。
 なお、車両を所有するかたが死亡しており、変更の届出がない場合は、町で指定したかたに納税通知書を発送します。

原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)、小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフトなど)の皆野町ナンバーは、税務課窓口(⑦番窓口)で手続きをしてください。

手続き	必要なもの
新規で購入した	販売証明書、印鑑
転入してきた	以前登録していた市区町村発行の廃車証明書または標識(ナンバー)、印鑑
転出した・廃車する	標識(ナンバー)、標識交付証明書、印鑑
名義変更する	譲渡証明書、標識交付証明書、譲り受けるかたの印鑑



町外のかたに譲渡する場合は、廃車してからお譲りください。盗難に遭った車両を廃車する場合は、必ず警察に届け出て、被害届の受理番号を控えてから手続きをしてください。

オートバイ・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

つぎの各機関にて手続きをしてください。

車種	取扱窓口
二輪のバイク(125cc超)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会埼玉事務所 熊谷支所 ☎050-3816-3112



軽自動車税の重課税率について

環境にやさしい自動車の普及を進めるため、車検証の「初度検査年月」が平成17年3月以前(初度検査年月から13年経過)となっている三輪および四輪の軽自動車は、平成30年度の軽自動車税において重課税率が適用されます。税額は以下のとおりです。

車種	車検証の初度検査年月			
	平成17年3月以前	平成17年4月～平成27年3月	平成27年4月以降	
四輪	乗用(自家用)	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物(自家用)	6,000円	4,000円	5,000円
	乗用(営業用)	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物(営業用)	4,500円	3,000円	3,800円
三輪	4,600円	3,100円	3,900円	

※中古車を購入した場合、初度検査年月は車両の取得日ではありません。この場合も、その車両が最初に登録された「初度検査年月」を車検証で確認する必要があります。

(例) 番号 〇〇〇〇〇 自動車検査証 平成〇〇年〇〇月〇〇日 軽自動車検査協会

車両番号	交付年月	初度検査年月	自動車の種類	用途	車体の形状
	平成 年 月 日	平成 年 月			
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ 幅 高さ
	人			Kg	cm cm cm
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前軸重 後軸重
					Kg Kg
					型式指定番号 種別区分番号

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461